

仙台市一般廃棄物処理要領

(平成20年9月29日環境局長決裁)

仙台市一般廃棄物処理要領(平成5年3月31日環境局長決裁)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 生活ごみ(第3条―第16条)
 - 第3章 事業ごみ(第17条―第19条)
 - 第4章 し尿(第20条・第21条)
 - 第5章 排出禁止物等(第22条・第23条)
 - 第6章 処理施設への搬入(第24条―第31条)
 - 第7章 雑則(第32条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の行う一般廃棄物の処理に関して必要な事項について定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。)並びに関係施行令及び施行規則等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。)、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年仙台市条例第5号。以下「条例」という。)並びに仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(平成5年仙台市規則第30号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業ごみ 条例第2条第2項第4号に定める事業系一般廃棄物をいう。
- (2) 生活ごみ 事業ごみ以外のごみをいう。
- (3) 定日収集生活ごみ 法第6条に定める一般廃棄物処理計画に基づき定日に収集す

る生活ごみをいう。

- (4) 臨時ごみ 定日収集生活ごみ以外の生活ごみをいう。
- (5) 缶・びん・ペットボトル 再生利用が可能な缶，びん等の金属製又はガラス製のごみ，及びペットボトル（容器包装リサイクル法施行規則別表第一の七の項に定める商品の容器。以下同じ。）で，その容積がおおむね18ℓ以下のものをいう。
- (6) 廃乾電池類 生活ごみのうち，一次電池，二次電池（ニカド電池，ニッケル水素電池，リチウムイオン二次電池及びリチウム二次電池に限る。）及び二次電池を使用した機器のうち電池を容易に取り外すことができないもの（以下「二次電池使用機器」という。）並びに蛍光管，体温計その他の水銀を含有したものをいう。
- (7) プラスチック資源 生活ごみのうち，プラスチック製容器包装（容器包装リサイクル法第2条第4項に定める容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（ペットボトルを除く。以下同じ。）及び製品プラスチック（プラスチック資源循環促進法第2条第3項に定めるプラスチック使用製品廃棄物のうち，プラスチック製容器包装以外のものであって，その原材料の全部がプラスチックであるもの（第9号に定める粗大ごみを除く））をいう。
- (8) 紙類 製紙原料として再生利用することができる又はその可能性のある，新聞（折込チラシを含む。），段ボール，紙パック，雑誌，その他の紙（以下「雑がみ」という。）をいう。
- (9) 粗大ごみ 最大の辺又は径がおおむね30cmを超え，重量がおおむね100kg以下の耐久消費財等をいう。
- (10) 家庭ごみ 粗大ごみ，剪定枝，缶・びん・ペットボトル，廃乾電池類，プラスチック資源及び紙類以外の定日収集生活ごみをいう。
- (11) 指定袋 家庭ごみ指定袋及びプラスチック資源指定袋をいう。
- (12) 浄化槽汚泥 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第4号に規定する浄化槽の清掃に伴い引き出された汚泥，スカム，中間水，洗浄水等をいう。
- (13) 剪定枝 再資源化原料として再生利用することができる又はその可能性のある庭木等の枝又は幹（事業ごみを除く。）をいう。

第2章 生活ごみ

（分別等の指導）

第3条 市長は，生活ごみの収集について，第4条に定める分別の方法又は排出の方法に従わない市民に対し，適正な方法で排出するよう指導するものとする。

（分別の方法）

第4条 定日収集生活ごみの分別の種類は，次のとおりとする。

- (1) 缶・びん・ペットボトル

- (2) 廃乾電池類
 - (3) プラスチック資源
 - (4) 紙類
 - (5) 粗大ごみ
 - (6) 家庭ごみ
 - (7) 剪定枝
- (収集回数等)

第5条 定日収集生活ごみは、次の各号に掲げるごみの区分に応じて当該各号に掲げる回数を限度として、別に指定する日（以下「収集指定日」という。）に収集するものとする。

- (1) 缶・びん・ペットボトル及び廃乾電池類 1週間に1回
- (2) プラスチック資源 1週間に1回
- (3) 紙類 1月に2回
- (4) 粗大ごみ及び剪定枝 2週間に1回
- (5) 家庭ごみ 1週間に2回

(処理の申出)

第6条 規則第12条第1項第1号に定める申出書の様式は、別記様式第1号によるものとし、同号に定める処理の申出は、あらかじめごみの集積場所（以下「集積所」という。）の位置を特定し、その位置図等必要な書類をこれに添付して提出することにより行うものとする。

2 前項の処理の申出を行おうとする者が、共同で集積所を設け、これを利用しようとする場合は、それらの者のうちから代表者を定め、当該代表者が当該処理の申出を行うものとする。

3 第1項の処理の申出は、毎年行うものとし、同項に定める申出書を毎年7月20日までに提出することにより行うものとする。ただし、前年と変更がない場合には提出を省略することができる。

4 第1項の処理の申出の内容に変更があった場合には、その都度必要な図面等を添付して、新たに申出書を提出しなければならない。

5 規則第12条第1項第3号に定める処理の申出のうち、粗大ごみ及び剪定枝に係るものについては、収集指定日の1か月前から2日前までの日（土曜日、日曜日及び第28条第1項第3号に掲げる日（この項において「休日等」という。）並びに休日等でないその直前の1の日を除く。）に行わなければならない。

(集積所への排出)

第7条 市民は、定日収集生活ごみ（粗大ごみを除く。）を排出しようとする場合は、収集指定日の早朝から午前8時30分までに集積所に排出しなければならない。ただし、コ

ンテナボックスを使用して排出しようとする場合は、この限りでない。

(缶・びん・ペットボトル収集に係る遵守事項)

第8条 市民は、缶・びん・ペットボトルを排出しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本市が設置する容器に入れること
- (2) 缶・びん・ペットボトル及び廃乾電池類以外のものを混入させないこと
- (3) 缶・びん・ペットボトルの内容物を除去し、内部を洗浄すること
- (4) 割れたびんは入れないこと
- (5) びん及びペットボトルのキャップを除去すること
- (6) ペットボトルはラベルを除去し、つぶすこと
- (7) スプレー式の缶については必ず内容物を使い切ること
- (8) 農薬及び劇薬の缶・びんを混入させないこと
- (9) 耐熱性のびん及び乳白色のびんを混入させないこと

(廃乾電池類収集に係る遵守事項)

第9条 市民は、廃乾電池類を排出しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 一次電池及び二次電池は、端子部分をテープで絶縁し、透明な袋に収納して本市が設置する容器に入れること
- (2) 二次電池使用機器及び体温計その他の水銀を含有したものは、透明な袋に収納して本市が設置する容器に入れること
- (3) 蛍光管は、割れないよう購入時の容器等に収納し、本市が設置する容器の側に置くこと

(プラスチック資源収集に係る遵守事項)

第10条 市民は、プラスチック資源を排出しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) プラスチック資源指定袋に収納し、破れないようにするとともに袋の上端部をかたく縛ること。ただし、発泡スチロールであって、おおむね一辺が30cmを超えるものについては、第16条第2項第3号に定める大袋を表面に貼付し、ひも等により縛って出すことができる
- (2) プラスチック資源以外のものを混入させないこと
- (3) プラスチック製容器包装は、内容物を使い切る又は洗浄、拭き取り等により汚れを落とすよう努めること

(紙類収集に係る遵守事項)

第11条 市民は、紙類を排出しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなけ

ればならない。

- (1) 紙類は、新聞（折込チラシを含む。）、段ボール、紙パック並びに雑誌及び雑がみのそれぞれに分別し、ひもで縛ること。ただし、雑誌及び雑がみは、紙袋、紙箱若しくはプラスチック製袋に収納し、又は大きな紙で包んで排出することができる
 - (2) 粘着テープ類、ビニール類、ファイルの金具等紙以外のものは除去し、混入させないこと。ただし、留め金はそのまま排出することができる
 - (3) シュレッダー紙などの名刺大より小さな紙片、カーボン紙及び臭い・汚れのついた紙等、製紙原料として再生利用できないものを混入させないこと
 - (4) 紙パックは、洗浄し、展開・乾燥させること
- （粗大ごみ収集に係る遵守事項）

第12条 市民は、粗大ごみを排出しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本市が指定する場所まで粗大ごみを出すこと
 - (2) 規則第39条の2第2項に定める粗大ごみ処理手数料納付券に氏名又は受付番号を記入し、それを粗大ごみの見やすい場所に貼付すること
 - (3) PCB要除去製品（廃電子レンジで昭和47年8月以前に製造された国内製のものをいう。）については、PCB使用部分を除去した旨の確認書を当該製品の見やすい場所に添付すること
 - (4) ストーブ、排気量50cc以下のオートバイ等の粗大ごみについては燃料、乾電池等発火するおそれのあるものを取り除くこと
- （剪定枝収集に係る遵守事項）

第13条 市民は、第6条第5項の規定により剪定枝を排出しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本市が指定する場所まで剪定枝を出すこと
 - (2) 枝は、直径30cm以内、長さ80cm以内の束にすること
 - (3) 幹は、高さ60cm以内、直径50cm以内に切断すること
 - (4) 受付番号を記入した紙を代表の束又は幹の見やすい場所に貼付すること
- （家庭ごみ収集に係る遵守事項）

第14条 市民は、家庭ごみを排出しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 家庭ごみ指定袋に収納し、破れないようにするとともに袋の上端部をかたく縛ること。ポリエチレン製のバケツ（蓋付きで容量45ℓ以下のものに限る。以下同じ。）又はコンテナボックス（別に定める仕様に適合するものに限る。以下同じ。）を使用する場合であっても、家庭ごみ指定袋に収納した上で排出すること

- (2) 1回の収集につき45ℓ又は10kgを超える量の家庭ごみを排出しないこと
 - (3) 家庭ごみ以外のものを混入させないこと
 - (4) 厨芥類については十分に水切りを行うこと
 - (5) 食用油等の液状のものについては固形化处理をし、又は紙・布類に浸透させること
 - (6) 燃え殻その他火気のあるものについては十分に消火すること
 - (7) 陶磁器、ガラス製品等の破片、木の切れ端、刃物、針状の物等の尖鋭物については、尖鋭部分が飛び出さないよう十分かつ厳重に梱包し、又は堅牢な容器に収納する等、危険防止のための措置を講ずるとともに、当該品を収納した家庭ごみ指定袋に危険物である旨を明示すること
 - (8) 紙おむつ等、排泄物を含有することにより著しい悪臭を発するものについては、悪臭の原因となる物を除去し、密封すること
 - (9) 剪定枝（枝に限る。）については、次に掲げる排出方法のいずれかによること
 - ア 第1号に基づく方法
 - イ 直径30cm以内、長さ80cm以内の束にする方法、ただし1回の収集につき2束以上排出しないこと
 - (10) ポリエチレン製のバケツを使用するときは、収集終了後速やかに回収すること
 - (11) コンテナボックスを使用するときは、コンテナボックスからはみ出さないように収納すること
- (臨時ごみ)

第15条 臨時ごみについては、市民が処理施設に自ら搬入し、又は市若しくは一般廃棄物収集運搬業者に依頼して処理するものとする。

(家庭ごみ指定袋等の規格)

第16条 家庭ごみ指定袋の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 材質 低密度ポリエチレン製のもの。
- (2) 形態 U形袋（ガゼット・ベロ付き）とする。
- (3) 寸法

大袋	全長 850 mm	袋長 670 mm	幅 450 mm
中袋	全長 760 mm	袋長 600 mm	幅 380 mm
小袋	全長 690 mm	袋長 540 mm	幅 320 mm
特小袋	全長 560 mm	袋長 430 mm	幅 250 mm
- (4) 厚さ 0.033 mm以上
- (5) 色及び透明度 内容物の判別が可能な程度の透明度を有すること。
- (6) 印刷色 緑色

2 プラスチック資源指定袋の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 材質 低密度ポリエチレン製のもの。

- (2) 形態 U形袋（ガゼット・ペロ付き）とする。
- (3) 寸法 大袋 全長 850 mm 袋長 670 mm 幅 450 mm
中袋 全長 760 mm 袋長 600 mm 幅 380 mm
小袋 全長 620 mm 袋長 480 mm 幅 270 mm
- (4) 厚さ 0.033 mm以上
- (5) 色及び透明度 内容物の判別が可能な程度の透明度を有すること。
- (6) 印刷色 赤色

第3章 事業ごみ

（排出遵守事項）

第17条 事業者は、その事業ごみを一般廃棄物収集運搬業者に収集させる場合に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該事業者の管理する建物の外に排出するときは、収集されるまで事業ごみが長時間放置されることのないようにするとともに、事業ごみが飛散し、流出するおそれのない容器に収納する等必要な措置を講じること

- (2) 資源化施設に搬入する事業ごみについては、次に掲げる事項によること。

ア 飲料用の缶・びん・ペットボトル以外のものを混入させないこと

イ 第8条第3号から第6号までの規定の例によること

- (3) 焼却工場に搬入する事業ごみについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 厨芥類については十分に水切りを行うこと

イ 紙おむつ等、排泄物を含有することにより著しい悪臭を発するものについては、悪臭の原因となる物を除去し、密閉すること

（分別の徹底）

第18条 市長は、事業ごみを市の処理施設等に搬入しようとする事業者に対し、次の各号に掲げる区分ごとに分別を徹底するよう指導するものとする。

- (1) 可燃ごみ（第2号及び第3号を除く。）
- (2) 缶・びん・ペットボトル
- (3) 紙類、シュレッダー紙（概ね50ℓ袋で5袋まで）

（事業ごみの混入禁止等）

第19条 事業者は、事業ごみを定日収集生活ごみに混入させ、又は定日収集生活ごみの集積所に排出してはならない。

第4章 し尿

（処理の申出）

第20条 定日に収集するし尿の処理は、特に申出のない限り収集開始の申出のあった日

の属する月の翌月から行うものとする。

2 臨時に収集するし尿の処理の申出は、原則として希望する収集日の3日前までの日(土曜日、日曜日及び第28条第1項第2号又は第3号に掲げる日(この項において「休日等」という。))並びに休日等でないその直前の2の日を除く。)に行わなければならない。

(し尿収集に係る遵守事項)

第21条 市民又は事業者は、し尿の収集を受けるに際して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 便槽からし尿が地中に浸透し、又は雨水、地下水等が便槽内に流入することのないようにすること
- (2) 便槽内に収集の支障となるような物を混入させないこと。混入させた場合は自ら取り除くこと
- (3) 便槽のマンホールの上又はその付近に収集作業の妨げとなるような工作物等を設置しないこと
- (4) その他収集作業の支障とならないよう協力すること

第5章 排出禁止物等

(排出禁止物の例示)

第22条 条例第19条第1項及び他の法律で定める排出禁止物(以下「排出禁止物」という。)は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、おおむね同表右欄に掲げる品目とする。

(排出禁止物等の処理)

第23条 排出禁止物を廃棄しようとする場合は、製造販売業者等に適正処理の方法の情報提供を求め、製造販売業者等に引き取らせ、専門の処理業者に処理を依頼する等により適正に処理するものとする。

- 2 特別管理一般廃棄物のうちPCB使用部品を含む廃家電製品については、製造業者にPCB使用部分を除去させ、引き取らせるものとする。
- 3 特別管理一般廃棄物のうち感染性廃棄物の処理については、環境省が策定している「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に従うものとする。
- 4 特別管理一般廃棄物のうち感染性廃棄物(病理廃棄物及び実験動物の死体を除く。)については、当該医療機関等の施設内でマニュアルに従い処理し、又は感染性廃棄物を取り扱うことのできる特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する者に処理を委託するものとする。
- 5 特別管理一般廃棄物のうち感染性廃棄物(病理廃棄物に限る。)については、仙台市葛岡斎場において焼却するものとする。
- 6 特別管理一般廃棄物のうち感染性廃棄物(実験動物の死体に限る。)については、当該

医療機関等でマニュアルに従い処理するものとする。

- 7 第2項から第6項に掲げるもの以外の特別管理一般廃棄物については、当該廃棄物を取扱うことのできる特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する者に処理を委託するものとする。

第6章 処理施設への搬入

(減量の指導)

- 第24条 市長は、紙類、古布、金属等の再生利用が可能なごみ又は未使用の製品等を処理施設に搬入しようとする市民又は事業者に対し、再生利用の方法、廃棄物の排出の抑制等について指導するものとする。

(前処理の指示)

- 第25条 市長は、廃棄物を処理施設に搬入しようとする市民又は事業者（一般廃棄物収集運搬業者を含む。以下「搬入者」という。）に対し、特に必要と認めるときは、搬入しようとする廃棄物の寸法、性状等について、あらかじめ必要な前処理を行った後に搬入するよう指示することができる。

(廃棄物搬入の承認申請書)

- 第26条 規則第13条に規定する申請書は様式第2号とする。

(廃棄物搬入の承認)

- 第27条 条例第20条に規定する廃棄物の処理施設への搬入の承認は、次に掲げる事項にすべて該当すると認めるときに、行うものとする。

- (1) 搬入しようとしている廃棄物が、第29条に定める受入基準に適合しているものであること
- (2) 搬入しようとする市民又は事業者が第30条の遵守事項に従うものであること
- (3) 前条の承認申請書に虚偽の記載がないものであること

- 2 前項の規定にかかわらず、本市の行う一般廃棄物の適正処理及び処理施設の安全管理の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは承認をしないことができる。

(搬入できる時間)

- 第28条 搬入者が処理施設に廃棄物を搬入することができる期間は、次の各号に掲げる日以外の日午前9時から午後4時15分までとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) その他特別な事由により処理施設を閉鎖する日

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、搬入者の範囲を定めて、廃棄物の搬入を受入れることができる。

(受入基準)

第29条 条例第21条第1項による受入基準は、別表第2のとおりとする。

(搬入遵守事項)

第30条 搬入者は、処理施設に廃棄物を搬入しようとするときは、別表第3に掲げる搬入遵守事項に従わなければならない。

(搬入調整等)

第31条 一般廃棄物収集運搬業者は、搬入すべき処理施設、搬入量等に関して搬入調整のため市長が行う指示に従わなければならない。

2 一般廃棄物収集運搬業者(浄化槽汚泥に係るものに限る。以下同じ。)は、毎月20日までに翌月に処理施設に搬入しようとする浄化槽汚泥の量等について、浄化槽汚泥搬入予定表(様式第3号)を環境局長に提出すること。

3 一般廃棄物収集運搬業者は、浄化槽汚泥を処理施設に搬入しようとするときは浄化槽汚泥搬入票(様式第4号)を提出すること。

第7章 雑則

(実施細目)

第32条 この要領の実施細目は、環境局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から実施する。

附 則(平成21年3月24日改正)

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則(平成29年3月31日改正)

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則(平成31年3月20日改正)

(実施期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和2年2月28日改正)

この要領は、令和2年3月1日から実施する。

附 則(令和2年3月18日改正)

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則(令和4年4月13日改正)

この要領は、令和4年7月1日から実施する。

附 則（令和4年12月20日改正）

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和5年8月31日改正）

この要領は、令和5年10月1日から実施する。